



平成30年8月20日

美幌町長 土 谷 耕 治 様

美幌町議会

議長 大 原 昇

美幌町自治基本条例及び逐条解説の見直しについて

平成30年8月1日付けをもって依頼のあった標記について、次のとおり提案しますので、ご検討願います。

記

1. 政策形成過程について

(1) 改正を提案する理由

美幌町の最高規範である美幌町自治基本条例第5条では、議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、「情報の共有」が町民主体の自治を実現するための基本であると定めています。

議会は、行政から提案される政策等を審議するには、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における政策形成過程における論点、争点を明らかにする責務があります。

そこで政策等の水準を高めるため、自治基本条例に次の必要な条項を追加し、議会の審議をより深め、住民主体の透明性のある開かれた議会に資するものです。

(2) 条文例

(町長による政策形成過程の説明) 或いは (政策形成過程等)

第 条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程の資料を提出するものとします。

(1) 政策等の発生源

(2) 検討した他の政策等の内容

(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(4) 総合計画等における根拠及び位置づけ

(5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施にかかわる財源措置

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行うものとします。

※ 参考資料

栗山町議会基本条例

福島町議会基本条例

芽室町議会基本条例

(3) 補足

- ① 本条例案は、行政の責務と議会の責務について混在する規定となっています。
したがって、「第2章 情報の共有」第5条（情報の共有）第6条（情報の提供）第7条（説明責任）及び、「第7章 議会」第27条（議会の責務）、「第8章 行政」第32条（行政の責務）第33条（町長の責務）の条項に関する内容となっています。
- ② また、美幌町情報公開条例第20条（情報提供の推進）の規定にも触れる内容となっています。

過去の協議経過

1 議会からの提案事項

- ・別紙のとおり

2 過去経過

- ・みんなで創る自治基本条例町民会議における、「議会」についての協議内容及び委員からの意見

開催日	協議内容	委員からの意見
第 18 回 (H22.2.22)	・議会の規定について下記のいずれが適当か協議 ①議会基本条例に委任する。 ②従来型（他自治体の自治基本条例のように一般的に規定する）。 ③一定程度自治基本条例で規定する。	・③案で進めることが決定 ・将来的には議会基本条例を制定することを視野に入れて進めていくのが良い。 ・細部は議会基本条例で規定するという事は避けられない。
第 19 回 (H22.3.15)	・議会、議員の役割、責務等について協議	・議会基本条例を早期に制定してほしいという事前意見あり
第 20 回 (H22.3.30)	・たたき台において、自治基本条例において議会や議員の責務、議会運営に係る基本事項について規定することや、議会や議員に関する事項は、今後、議会基本条例を新たに制定し、規定されるべきものということを説明。	・自治基本条例の中で議会について細部まで踏み込むことはなかなか難しく、いずれ議会基本条例は作らなければならない。細部は議会基本条例で規定し、自治基本条例に盛り込むのは基本的な事項のみで良い。
第 21 回 (H22.4.13)	・たたき台の「議会基本条例を新たに制定し、規定されるべきもの」という事項を、「自治基本条例制定に伴い、現行の議会や議員に関する規定の内容は見直す必要がある」と修正。	
第 27 回 (H22.7.8)	・たたき台に関する質問等の整理 議会の責務に「予算措置のルールを含め、町との確約を明記すべき。」と議会側から意見があったことを説明。	・地方自治体の最高規範として位置付ける本条例の性質から、予算措置や議会と行政の確約的な事項の規定はなじまないものと判断する。

※なお、議会に関する規定がなければ真の自治基本条例とは言えないため、議会のことを規定している。